

定 款

令和元年5月13日認可  
社会福祉法人 学正会 定 款

# 第1章 総 則

## 第1条（目 的）

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### （1）第一種社会福祉事業

- （イ）児童養護施設の経営（白梅学園）
- （ロ）障害者支援施設の経営（養徳苑）
- （ハ）障害児入所支援事業の経営（第二白梅学園）
- （ニ）特別養護老人ホームの経営（ふるさとホーム）
- （ホ）障害者支援施設の経営（健康荘）
- （ヘ）軽費老人ホームの経営（ケアハウスおやさと）
- （ト）特別養護老人ホームの経営（第二おやさと）
- （チ）障害者支援施設の経営（第三白梅学園）
- （リ）特別養護老人ホームの経営（よのもと）

### （2）第二種社会福祉事業

- （イ）保育所の経営（柳川保育園）
- （ロ）保育所の経営（蒲池保育園）
- （ハ）介護予防通所介護事業の経営（デンナー桃源郷）
- （ニ）通所介護事業の経営（デンナー桃源郷）
- （ホ）老人介護支援センターの受託経営（第二おやさと）
- （ヘ）障害福祉サービス事業の経営（グループホーム和楽）
- （ト）介護予防訪問介護事業（デンナー桃源郷）
- （チ）訪問介護事業の経営（デンナー桃源郷）
- （リ）老人短期入所事業の経営（ふるさとホーム）
- （ヌ）老人短期入所事業の経営（第二おやさと）
- （ル）障害福祉サービス事業の経営（養徳苑）
- （ヲ）障害福祉サービス事業の経営（健康荘）
- （ワ）子育て短期支援事業の経営（白梅学園）
- （カ）障害福祉サービス事業の経営（第二白梅学園）

- (ヨ) 介護予防通所介護事業の経営(デンナー第二桃源郷)
- (タ) 通所介護事業の経営(デンナー第二桃源郷)
- (レ) 障害福祉サービス事業の経営(グループホーム第二和楽)
- (ソ) 障害福祉サービス事業の経営(グループホーム第三和楽)
- (ツ) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業の経営(デンナー甘露郷)
- (ネ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営(デンナー甘露郷)
- (ナ) 一般相談支援事業の経営(健康荘)
- (ラ) 特定相談支援事業の経営(健康荘)
- (ム) 病後児保育事業の経営(柳川保育園)
- (ウ) 一時預かり事業の経営(蒲池保育園)
- (キ) 一時預かり事業の経営(柳川保育園)
- (ノ) 生計困難者に対する相談支援事業の経営

#### 第2条(名称)

この法人は、社会福祉法人 学正会という。

#### 第3条(経営の原則)

- 1 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、障害者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

#### 第4条(事務所の所在地)

この法人の事務所を福岡県柳川市金納425番地の1に置く。

## 第2章 評議員

### 第5条（評議員の定数）

この法人に評議員7名を置く。

### 第6条（評議員の選任及び解任）

- 1 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

### 第7条（評議員の任期）

- 1 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### 第8条（評議員の報酬等）

評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第3章 評議員会

## 第9条（構成）

評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

## 第10条（権限）

評議員は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- （5）定款の変更
- （6）残余財産の処分
- （7）基本財産の処分
- （8）社会福祉充実計画の承認
- （9）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

## 第11条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

## 第12条（招集）

- 1 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

## 第13条（決議）

- 1 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

#### 第14条（議事録）

- 1 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名する。

## 第4章 役員及び職員

#### 第15条（役員の定数）

- 1 この法人には、次の役員を置く。
  - （1）理事 6名
  - （2）監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

#### 第16条（役員の選任）

- 1 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### 第17条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度ごとに、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### 第18条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### 第19条（役員の任期）

- 1 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定められる定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## 第20条（役員解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

## 第21条（役員報酬等）

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲以内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第22条（職員）

- 1 この法人に職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

# 第5章 理事会

### 第23条（構成）

理事会は、全ての理事をもって構成する。

### 第24条（権限）

理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長の選定及び解職

### 第25条（招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### 第26条（決議）

- 1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### 第27条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

## 第6章 資産及び会計

第28条（資産の区分）

1 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 福岡県柳川市金納字南光善寺422番1所在の蒲池保育園

敷地 (宅地793.38㎡)

(2) 福岡県柳川市東蒲池字金納255番1所在の養徳苑

敷地 (宅地1,668.37㎡)

(3) 福岡県柳川市東蒲池字金納265番所在の養徳苑

敷地 (宅地3,678.65㎡)

(4) 福岡県柳川市東蒲池字金納298番3所在の養徳苑

敷地 (宅地6.61㎡)

(5) 福岡県柳川市金納字八反田301番5所在の健康荘

敷地 (宅地360.55㎡)

(6) 福岡県柳川市東蒲池字四反田562番所在のふるさとホーム

敷地 (宅地733.30㎡)

(7) 福岡県柳川市矢加部字園ノ内249番5所在のゼンナー桃源郷

敷地 (田925㎡)

(8) 福岡県柳川市矢加部字園ノ内249番6所在のゼンナー桃源郷

敷地 (田138㎡) 持分2分の1

(9) 福岡県柳川市矢加部字園ノ内260・261番合併1所在のゼンナー第二桃源郷

敷地 (田958㎡)

(10) 福岡県柳川市矢加部字園ノ内249番3所在のゼンナー第二桃源郷

敷地 (田79㎡)

(11) 福岡県柳川市矢加部字蛭田482番11所在のゼンナー第二桃源郷

敷地 (田49㎡)

(12) 福岡県柳川市金納字南光善寺428番6所在の白梅学園

敷地 (田530㎡)

(13) 福岡県柳川市東蒲池字外金納225番所在のケアハウスおやさと

敷地 (宅地808.99㎡)

- (14) 福岡県柳川市東蒲池字外金納 227 番 1 所在のケアハウスおやさ  
敷 地 (宅地 4 5 2 . 7 7 m<sup>2</sup>)
- (15) 福岡県柳川市東蒲池字外金納 228 番 3 所在のケアハウスおやさ  
敷 地 (宅地 3 9 . 8 8 m<sup>2</sup>)
- (16) 福岡県柳川市東蒲池字四反田 518 番 1 所在のケアハウスおやさ  
敷 地 (宅地 1 , 0 9 4 . 8 2 m<sup>2</sup>)
- (17) 福岡県柳川市東蒲池字四反田 519 番所在のケアハウスおやさ  
敷 地 (宅地 5 4 1 . 2 7 m<sup>2</sup>)
- (18) 福岡県柳川市東蒲池字四反田 520 番 2 所在のケアハウスおやさ  
敷 地 (宅地 4 2 1 m<sup>2</sup>)
- (19) 福岡県柳川市東蒲池字四反田 571 番 6 所在のケアハウスおやさ  
敷 地 (宅地 2 7 . 4 5 m<sup>2</sup>)
- (20) 福岡県柳川市金納字八反田 312 番地 1 所在の健康荘  
敷 地 (田 5 7 4 m<sup>2</sup>)
- (21) 福岡県柳川市東蒲池字四反田 541 番 3 所在のよのもと  
敷 地 (宅地 2 7 . 8 3 m<sup>2</sup>)
- (22) 福岡県柳川市東蒲池字四反田 523 番 4 所在のよのもと  
敷 地 (宅地 8 5 4 . 6 1 m<sup>2</sup>)
- (23) 福岡県柳川市東蒲池字四反田 522 番 2 所在のよのもと  
敷 地 (宅地 5 7 4 . 2 1 m<sup>2</sup>)
- (24) 福岡県柳川市東蒲池字四反田 555 番 16 所在のふるさとホーム  
敷 地 (宅地 1 8 3 . 9 3 m<sup>2</sup>)
- (25) 福岡県柳川市東蒲池字四反田 559 番 15 所在のふるさとホーム  
敷 地 (宅地 4 1 4 . 3 7 m<sup>2</sup>)
- (26) 福岡県柳川市西蒲池字古塚 234 番 4 所在のヂンナー甘露郷  
敷 地 (宅地 3 , 3 3 8 . 7 3 m<sup>2</sup>)
- (27) 福岡県柳川市東蒲池字金納 266 番 1 所在の養徳苑  
敷 地 (田 3 9 7 m<sup>2</sup>)
- (28) 福岡県柳川市東蒲池字金納 266 番 2 所在の養徳苑  
敷 地 (雑種地 7 3 3 m<sup>2</sup>)

- (29) 福岡県柳川市金納字南光善寺 419 番 1 所在の蒲池保育園  
敷 地 (宅地 4 0 0 m<sup>2</sup>)
- (30) 福岡県柳川市金納字南光善寺 420 番 1 所在の蒲池保育園  
敷 地 (宅地 4 7 6 m<sup>2</sup>)
- (31) 福岡県柳川市金納字南光善寺 420 番 4 所在の蒲池保育園  
敷 地 (宅地 2 9 6 . 8 2 m<sup>2</sup>)
- (32) 福岡県柳川市金納字南光善寺 421 番所在の蒲池保育園  
敷 地 (宅地 3 8 3 m<sup>2</sup>)
- (33) 福岡県柳川市金納字南光善寺 422 番 4 所在の蒲池保育園  
敷 地 (宅地 2 2 9 . 0 7 m<sup>2</sup>)
- (34) 福岡県柳川市金納字南光善寺 419 番 2 所在の蒲池保育園  
敷 地 (宅地 9 . 9 1 m<sup>2</sup>)
- (35) 福岡県柳川市金納字八反田 301 番地 5、300 番地 2、301 番地 1、301 番地 6、  
305 番地 1、306 番地 4、312 番地 1、312 番地 1 先所在の鉄骨スレート葺 2 階建  
健康荘作業場 (6 8 0 m<sup>2</sup>)
- (36) 福岡県柳川市金納字八反田 301 番地 5、300 番地 2、301 番地 1、301 番地 6、  
305 番地 1、306 番地 4、312 番地 1、312 番地 1 先所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建  
健康荘ポンプ室 (2 0 m<sup>2</sup>)
- (37) 福岡県柳川市金納字八反田 301 番地 5、300 番地 2、301 番地 1、301 番地 6、  
305 番地 1、306 番地 4、312 番地 1、312 番地 1 先所在の鉄骨造合金メッキ鋼板  
ぶき高床式平屋建  
健康荘休憩室 (6 0 m<sup>2</sup>)
- (38) 福岡県柳川市金納八反田 301 番地 5、300 番地 2、301 番地 1、301 番地 6、  
305 番地 1、306 番地 4、312 番地 1、312 番地 1 先所在の鉄筋コンクリート造  
陸屋根平屋建  
健康荘ボイラー室 (1 8 . 5 0 m<sup>2</sup>)
- (39) 福岡県柳川市宮永町 20 番地 12 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺・陸屋根  
3 階建柳川保育園  
園 舎 (9 5 7 . 1 4 m<sup>2</sup>)
- (40) 福岡県柳川市東蒲池字金納 265 番地、257 番地 1、257 番地 3、258 番地、  
259 番地、267 番地、270 番地、298 番地 9 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根

2階建養徳苑

園舎 (4,260.29 m<sup>2</sup>)

- (41) 福岡県柳川市東蒲池字金納 265 番、257 番地 1、257 番地 3、258 番地  
259 番地、267 番地、270 番地、298 番地 9 所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ  
鋼板ぶき平家建養徳苑

機械室 (13.83 m<sup>2</sup>)

- (42) 福岡県柳川市東蒲池字金納 255 番地 1 所在の鉄骨造スレート葺平家建養徳苑  
作業場 (288 m<sup>2</sup>)

- (43) 福岡県柳川市東蒲池字金納 265 番地、257 番地 1、257 番地 3、258 番地、  
259 番地、267 番地、270 番地、298 番地 9 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき

2階建養徳苑

作業場・共同住宅 (652.38 m<sup>2</sup>)

- (44) 福岡県柳川市矢加部字道手 537 番地、536 番地 2、538 番地 1、539 番地 1、  
540 番地 1、540 番地 2、541 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺 3階建  
第二白梅学園・第三白梅学園

園舎 (2,020.04 m<sup>2</sup>)

- (45) 福岡県柳川市金納字南光善寺 422 番地 1、423 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造  
陸屋根 5階建

蒲池保育園園舎、学正会職員寮 (1,198.49 m<sup>2</sup>)

- (46) 福岡県柳川市金納字南光善寺 429 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋 3階建白梅学園  
管理室、学習室、宿舍 (1,037.42 m<sup>2</sup>)

- (47) 福岡県柳川市東蒲池字四反田 562 番地、556 番地 2、559 番地 15、561 番地 1、  
563 番地、564 番地 1、565 番地 1、571 番地 2、562 番地先所在の鉄筋コンクリート造  
陸屋根 5階建ふるさとホーム

園舎 (3,548.46 m<sup>2</sup>)

- (48) 福岡県柳川市東蒲池字四反田 562 番地、556 番地 2、559 番地 15、561 番地 1、  
563 番地、564 番地 1、565 番地 1、571 番地 2、562 番地先所在の鉄筋コンクリート造  
陸屋根 4階建ふるさとホーム

共同住宅・倉庫 (494.54 m<sup>2</sup>)

- (49) 福岡県柳川市金納字八反田 301 番地 5、300 番地 2、301 番地 1、301 番地 6、  
305 番地 1、306 番地 4、312 番地 1、312 番地 1 先所在の鉄筋コンクリート造

陸屋根 5 階建健康荘

園 舎 ( 2, 7 0 7. 8 5 m<sup>2</sup> )

- (50) 福岡県柳川市矢加部字園ノ内 249 番地 5 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・コンクリート  
屋根平屋建ゼンナー桃源郷

老人福祉センター ( 5 1 0 m<sup>2</sup> )

- (51) 福岡県柳川市東蒲池字外金納 225 番地、250 番地 10、字四反田 571 番地 18  
所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根 6 階建おやさと

園 舎 ( 2, 5 4 1. 8 7 m<sup>2</sup> )

- (52) 福岡県柳川市東蒲池 518 番地 1、519 番地、520 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造  
陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建第二おやさと・在宅介護支援センター

園 舎 ( 2, 4 0 6. 4 1 m<sup>2</sup> )

- (53) 福岡県柳川市矢加部字園ノ内 260・261 番地合併 1、249 番地 3 所在の  
鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺・陸屋根平屋建ゼンナー第二桃源郷

老人福祉センター ( 5 0 3. 1 3 m<sup>2</sup> )

- (54) 福岡県柳川市金納字南光善寺 428 番地 4、428 番地 12 所在の木造かわらぶき  
2 階建グループホーム第三和楽

宿 舎 ( 2 8 1. 5 5 m<sup>2</sup> )

- (55) 福岡県柳川市東蒲池字四反田 521 番地 1、520 番地 1、522 番地 2、523 番地 4  
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 3 階建よのもと

園 舎 ( 4, 3 1 1. 7 7 m<sup>2</sup> )

- (56) 福岡県柳川市矢加部字道手 537 番地、536 番地 2、538 番地 1、539 番地 1、  
540 番 1、540 番地 2、541 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建  
第二白梅学園・第三白梅学園

作業所 ( 4 0 0 m<sup>2</sup> )

- (57) 福岡県柳川市西蒲池字古塚 234 番地 4、234 番地 5 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺  
平家建ゼンナー甘露郷

老人福祉センター ( 7 4 8. 4 7 m<sup>2</sup> )

- (58) 福岡県柳川市金納字南光善寺 419 番地 1、420 番地 1、421 番地、422 番地 4 所在の  
鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建蒲池保育園

園 舎 ( 1, 7 5 9. 3 8 m<sup>2</sup> )

- (59) 福岡県柳川市金納字新堀 417 番地 1、412 番地 1、415 番地 1、416 番地、417・418

番地合併 3 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建白梅学園

園 舎 ( 1, 9 2 2 . 6 7 m<sup>2</sup> )

- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産、以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 3 6 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

#### 第 2 9 条 (基本財産の処分)

基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て柳川市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には柳川市長の承認は必要としない。

- ( 1 ) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- ( 2 ) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資 ( 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。 ) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合 ( 協調融資に係る担保に限る。 )

#### 第 3 0 条 (資産の管理)

- 1 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### 第 3 1 条 (事業計画及び収支予算)

- 1 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承任を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### 第 3 2 条 (事業報告及び決算)

- 1 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の

書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

### 第33条（会計年度）

この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

### 第34条（会計処理の基準）

この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

### 第35条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

### 第36条（種別）

- 1 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
  - （1）居宅介護支援事業（デイナー桃源郷、第二おやさと、よのもと）
  - （2）食の自立支援事業（デイナー桃源郷）
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 解 散

### 第37条（解散）

この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

### 第38条（残余財産の帰属）

解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

### 第39条（定款の変更）

- 1 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、柳川市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を柳川市長に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

第40条（公告の方法）

この法人の公告は、社会福祉法人学正会の掲示場に掲示するとともに、官報・新聞又は電子公告に掲載して行う。

第41条（施行細則）

この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	金	納	学
理事	金	縄	正年
〃	金	納	ちづ子
〃	武	末	サチ子
〃	角		達子
〃	山	内	博文
監事	金	納	秀司
〃	金	縄	嘉夫

定款変更年月日

平成11年	7月30日	変更認可申請
平成11年1	2月28日	認可
平成14年	4月8日	変更認可申請
平成14年	9月20日	認可
平成15年	9月10日	変更認可申請
平成16年	3月29日	認可
平成16年	9月27日	変更認可申請
平成17年	7月20日	認可
平成19年1	0月15日	変更認可申請
平成20年	1月21日	認可
平成20年	3月12日	変更認可申請
平成20年	5月29日	認可
平成21年	5月7日	変更認可申請
平成22年	7月27日	認可
平成24年	5月18日	変更認可申
平成25年	2月14日	認可
平成26年	4月16日	変更認可申請
平成26年	5月15日	認可
平成26年	6月26日	変更認可申請
平成27年	2月4日	認可
平成28年1	0月14日	変更認可申請
平成28年1	2月28日	認可
平成29年	1月27日	変更認可申請
平成29年	2月20日	認可
平成29年	3月30日	変更認可申請
平成29年	4月26日	認可
平成31年	4月23日	変更認可申請
令和元年	5月13日	認可